

13 骨子案(山梨県指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年2月3日厚生労働省令第16号)
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】 従=従うべき基準、標=標準とする基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	児童福祉法に基づく指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	定義(第2条)	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	指定障害児入所支援事業者等の一般原則(第3条)	

【福祉型障害児入所施設】

基準	児童福祉法に基づく指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	従業者の員数(第4条)	(設備) プライバシー保持の観点から、相談室を設けるものとする。
従・参	設備(第5条)	
従	内容及び手続きの説明及び同意(第6条)	(非常災害対策) 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。
従	提供拒否の禁止(第7条)	
参	あっせん、調整及び要請に対する協力(第8条)	① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。 ② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。 ③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。 その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	サービス提供困難時の対応(第9条)	
参	受給資格の確認(第10条)	
参	障害児入所給付費の支給の申請に係る援助(第11条)	
参	心身の状況等の把握(第12条)	
参	居住地の変更が見込まれる者への対応(第13条)	
参	入退所の記録の記載等(第14条)	
参	サービスの提供の記録(第15条)	
参	指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(第16条)	
参	入所利用者負担額の受領(第17条)	
参	入所利用者負担額に係る管理(第18条)	
参	障害児入所給付費等の額に係る通知等(第19条)	
参	指定入所支援の取扱方針(第20条)	
参	入所支援計画の作成等(第21条)	
参	児童発達支援管理責任者の責務(第22条)	
参	検討等(第23条)	
参	相談及び援助(第24条)	
従・参	指導、訓練等(第25条)	
参	食事(第26条)	
参	社会生活上の便宜の供与等(第27条)	
参	健康管理(第28条)	

参	緊急時等の対応（第29条）
従	障害児の入院期間中の取扱い（第30条）
参	給付金として支払を受けた金銭の管理（第31条）
参	入所給付決定保護者に関する都道府県への通知（第32条）
従・参	管理者による管理等（第33条）
参	運営規程（第34条）
参	勤務体制の確保等（第35条）
参	定員の遵守（第36条）
参	非常災害対策（第37条）
参	衛生管理等（第38条）
参	協力医療機関等（第39条）
参	掲示（第40条）
従	身体拘束等の禁止（第41条）
従	虐待等の禁止（第42条）
従	懲戒に係る権限の濫用禁止（第43条）
従	秘密保持等（第44条）
参	情報の提供等（第45条）
参	利益供与等の禁止（第46条）
参	苦情解決（第47条）
参	地域との連携等（第48条）
従	事故発生時の対応（第49条）
参	会計の区分（第50条）
参	記録の整備（第51条）

【医療型障害児入所施設】

基準	児童福祉法に基づく指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従	従業者の員数（第52条）	<p>（設備） プライバシー保持の観点から、相談室を設けるものとする。</p> <p>（非常災害対策） 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独</p>
従・参	設備（第53条）	
参	入所利用者負担額の受領（第54条）	
参	障害児入所給付費の額に係る通知等（第55条）	
参	協力歯科医療機関（第56条）	

	準用（第57条）	<p>自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
--	----------	--

【附則】

基準	児童福祉法に基づく指定障害児入所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
従・参	附則	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。

【指定障害児入所施設の申請者の法人格の有無】

基準	児童福祉法施行規則	県の考え方
従	法第24条の9第7項の厚生労働省令で定める基準	・児童福祉法により、省令で定める基準に従い定めるものとされているため、省令どおりの基準を規定する。